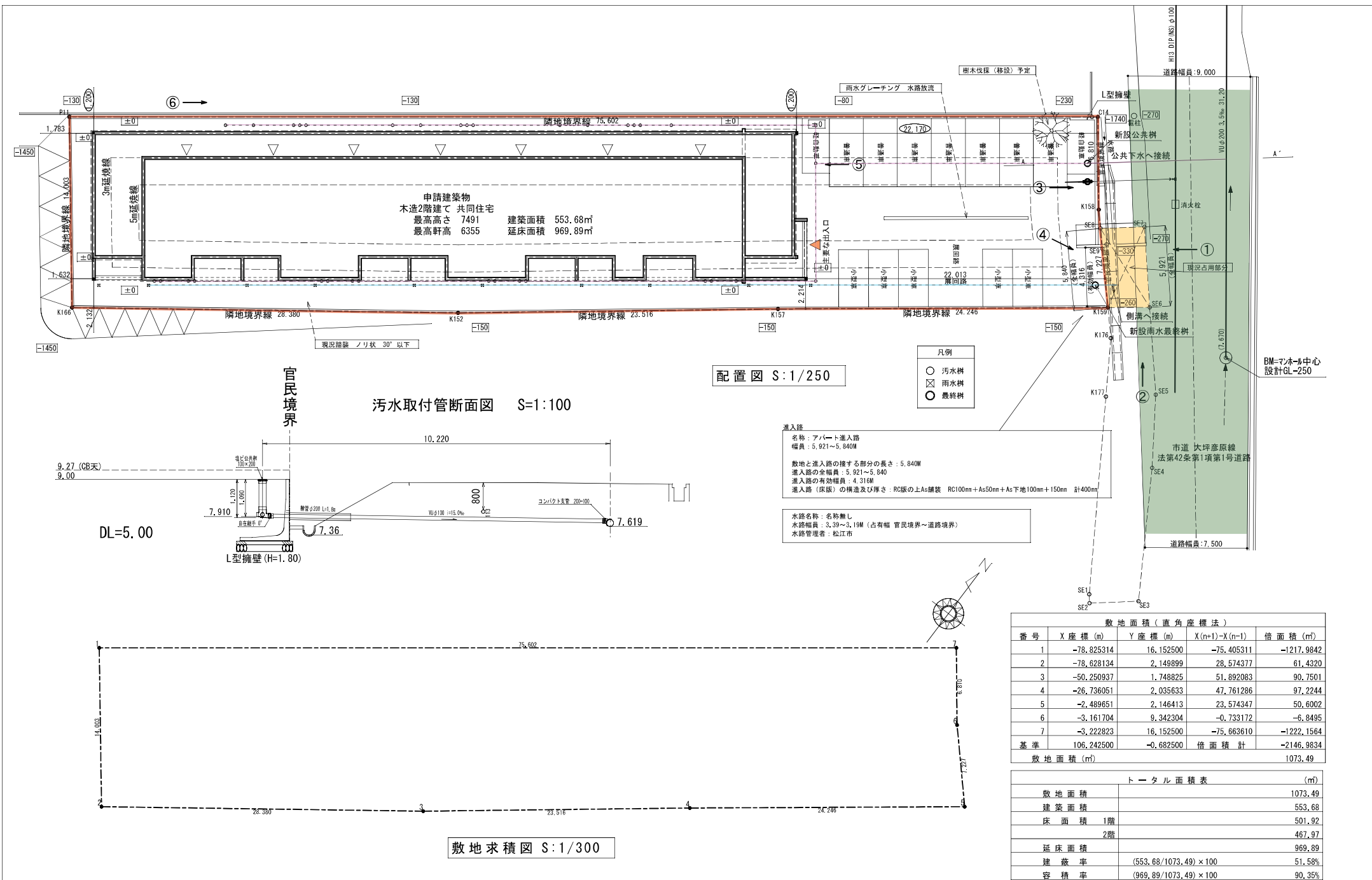




申請地：松江市下東川津町字柳ヶ坪145番2、3、9、10、11、12

		図面名称	縮尺							
		案内図	1/150							
		設計年月日	工事コード	店長	営業担当	設計担当	工事担当	仕様打合担当	図面No.	
		2024/8/6								1



		図面名称		縮尺					
		配置図		1/150					
		設計年月日		工事コード		店長		営業担当	
		2024/10/28						設計担当	
								工事担当	
								仕様打合担当	
								図面No.	
								3	

下東川津(アパートプラン)



建築基準法第43条第2項第2号による同意基準

会長専決基準

		適用建築物	特定行政庁許可基準			
			交通上	安全上	防火上	衛生上
基準 3 ― ①	省令第10条の3(4項3号)					
	敷地と道路との間に1mを超える河川、運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅2m以上の通路に有効に接する建築物であること	【適用建築物A】 共同住宅及び階数が3以上又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡を超える長屋住宅	・橋等の構造、形態等が通行に支障がないこと。 ・占用許可等が得られていること。	同左	支障なし	・通路が接続する道路を前面道路とみなし、道路からの道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
		※道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第6、8、9条の規定に適合すること。				
		運用 ① 里道が道路と一体的に利用されているときは当該部分を道路区域と見なし、通常の確認申請で対応する。 ② 暗渠水路に接しているときは、当該部分を道路区域とみなし、通常の確認申請で対応する。				
省令第10条の3(4項3号)						
基準 3 ― ②	敷地内及びこれらに隣接する土地の区域内にある幅員4m以上の通路に有効に接する建築物であること	一戸建ての住宅(新築を除く)	・令第144条の4第1項第1号(とおり抜け又は転回広場)、第3号(砂利敷等)、第4号(縦断勾配)に規定する基準に適合。 ・空地の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。 ・公共機関が管理するものであること ↑ 以外は個別審査とする。	同左	支障なし	・通路を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水及び汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
	・学校、神社、寺院等の敷地 ・堤防敷き	ただし、住宅以外の部分を有するときは、当該部分の床面積の合計が50㎡以内且つ延べ面積に1/2未満であること。	・敷地が通路に2m以上接すること。			